平成２５年（フ）第３１２号
兵庫県姫路市新在家４丁目４番24―310号ベル新在家、従前の住所兵庫県姫路市夢前町置本432番地24県住１　412号
債務者　北畑　　誠
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３２４号
兵庫県相生市川原町14番２号　安政アパート２階２号、従前の住所兵庫県相生市大谷町５番６号
債務者　鈴木三根子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３２６号
兵庫県加古川市平岡町土山59番地の15　東山荘７号
債務者　長久保孝二
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３３５号
兵庫県赤穂市加里屋71番地15　ガーディニアシティ赤穂102
債務者　小山　真一
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５０８号
熊本市中央区弥生町２番５号　コーポＬ101、前住所熊本市西区田崎２丁目３番79―504号
債務者　富永しのぶ（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９４号
宮崎県延岡市惣領町23番10―205号　アーバンコート99
債務者　座親　博一
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第２６０号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘１丁目６番地３
債務者　川野　順子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２７１号
鹿児島県鹿児島市中山２丁目12番18号
債務者　板敷美智江
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第７９号
群馬県桐生市広沢町５丁目1715番地　パナハイツ夏保Ｂ棟201号
債務者　岩森　秀行
1　決定年月日時　平成25年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第２５２号
新潟市東区石山団地10番12―95号
債務者　唐澤　　泰
1　決定年月日時　平成25年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８２号
新潟市中央区紫竹山５丁目４番15号　プライムローズ紫竹山107号、前住所新潟市中央区日の出３丁目５番11号
債務者　荒木　　正
1　決定年月日時　平成25年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８５０号
京都市伏見区向島庚申町22番地１　コーポラス大洋向島３―Ｈ
債務者　淺田　寿和
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８８２号
京都市西京区大枝西新林町２丁目１番地　２棟201号
債務者　井上　淑江
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２６５号
兵庫県西宮市甲子園口３丁目３番24―402号、前住所兵庫県尼崎市常松１丁目３番３号　コナビレッジ311号
債務者　喬　　秀晴
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３７８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目18番29号　あじさい荘２Ｆ13号
債務者　中島　真二
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４１号
兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目20番３―115号
債務者　北川　　和
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４４号
兵庫県尼崎市今福１丁目２番10―218号
債務者　寺西　敏子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係